

正倉院北倉の出納体制について

鷺 森 浩 幸

はじめに

東大寺正倉院は北倉・中倉・南倉の三倉からなり、北倉には聖武天皇の遺品などが収蔵される。これらの品は天平勝宝八（七五六）年以後、光明皇后および孝謙天皇が東大寺の廬舎那仏（大仏）に奉獻したものであり、そのリストである、いわゆる東大寺献物帳が現存する。また、その出納は勅に基づき行われ、詳細な記録が残されたことも著名な事実である。

出納の記録についてはすでに先学の研究が存在する。

福山敏男はそれらを整理して帳簿の復原を行い、柳雄太郎が⁽¹⁾原本調査の結果に基づき、さらに整理・復原をすすめ、それが現在の考察の基礎となる。それによると、出

納の記録には主要なものとして、出納のたびに当事者が内容を書き継いでいった双倉北雑物出用帳（天平勝宝八年～延暦三（七八四）年）・双倉雑物下帳（延暦一八年以降）および出給命令文書を貼り継いだ双倉北継文などがあり、ほかにも容器別の出納帳などが存在した。

従来、たとえば、天平宝字八（七六四）年の藤原仲麻呂の乱の時、大量の武器が出給されたことなど、個別に論及される場合もあったが、これらを出納体制の問題として全般的に論じたのは柳注⁽²⁾論文や古尾谷知浩⁽³⁾である。柳は天応元（七八一）年までは御製もしくは宣・宣旨により、延暦一三年以降は太政官符もしくは太政官牒によって出納された、延暦一三年以後は、実際には官符と官牒の両者が発給された、北倉は奈良時代には供奉の

表 I 東大寺正倉院北倉の出納・曝涼

番号	日付	品目	種類	命令	勤使	遣寺司	僧綱	寺家	典拠
1	天平勝宝 8. 10. 3	人参	出給	御製	豐子葛木戸主	1	0	0	出用帳
2	天平宝字 1. 1. 18	沙金	出給	御製	豐子巨万(福信) 葛木戸主	1	0	0	出用帳・継文
3	天平宝字 2. 12. 16	冶葛	出給	飯高命輝宣	豐子葛木戸主	1	0	0	出用帳・延暦 6 年帳
4	天平宝字 3. 3. 25	桂心	出給	御製	(檢取使) 礼部大輔市原王 埤宮大忠葛木戸主 鎮国次將田中多夫麻呂 埤宮大疏池原采守 大内記日置兼麻呂	1	1	1	出用帳・継文・延暦 6 年帳
5	天平宝字 3. 4. 29	花麩	出給		埤宮大忠葛木戸主	1	0	1	出用帳・延暦 6 年帳
6	天平宝字 3. 12. 26	劍・太刀	出給		埤宮大忠葛木戸主 埤宮少疏池原采守 内史助日置兼麻呂	1	1	1	継文
7	天平宝字 3. 12. 26	厨子など	出給		埤宮大忠葛木戸主 少疏池原采守 内史助日置兼麻呂	1	1	1	継文
8	天平宝字 5. 3. 29	薬品 (内容略)	出給	越前介高丘枚 麻呂宣	越前介高丘枚麻呂	1	1	1	出用帳・延暦 6 年帳
9	天平宝字 6. 12. 14	屏風	出給	因八麻命輝宣	内匠頭高麗福信 左虎實衛督藤原太満侶	1	1	1	出用帳
10	天平宝字 8. 7. 27	桂心	出給	賀陽采女宣	大外記兼内蔵助高丘枚麻呂 左虎實衛佐高麗火山	1	1	1	出用帳・継文・延暦 6 年帳
11	天平宝字 8. 7. 27	屏風	返納		大外記高丘(枚麻呂) 左虎實衛佐高麗火山	1	1	1	出用帳
12	天平宝字 8. 9. 11	武器 (内容略)	出給	安寛法師宣	法師安寛	1	0	1	出用帳
13	天平宝字 8. 10. 13	検定文	出給		大律師(安寛) 右衛士登百清足人	1	1	1	出用帳
14	神護景雲 4. 5. 9	屏風	出給		民部卿兼勅旨大輔藤原繩麻呂 中衛中将坂上如田麻呂 左大弁兼造西大寺司長官佐伯今毛人 右衛士佐和季守	1	1	1	出用帳
15	宝亀 3. 8. 28	屏風	返納		右衛士督藤原小早麻呂	1	0	1	出用帳
16	宝亀 7. 9. 21	太刀	勘定		右衛士督藤原小早麻呂 刑部少輔紀難波麻呂				延暦 6 年帳

17	宝龟 9. 5. 18	琵琶	出給		右衛士督藤原小黑麻呂 右少弁紀古佐美	1	0	1	1	出用帳
18	宝龟 10. 12. 6	治葛	出給	中納言藤原卿 (細麻呂)宣	右衛士督藤原小黑麻呂	1	0	1	1	出用帳・繼文
19	宝龟 10. 12. 6	琵琶	返納		右衛士督藤原小黑麻呂		0			出用帳
20	天応 1. 8. 12	書 (内容略)	出給	(被杖使) 藤原家依 健部人上	藤原家依 健部人上	1	0	1	1	出用帳・延暦 6 年帳
21	天応 1. 8. 18	書 (内容略) 薬品 (内容略)	返納 出給	左大臣 (藤原 魚名)宣	藤原家依 健部人上	1	0	1	1	出用帳・延暦 6 年帳
22	天応 2. 2. 22	書 (内容略)	返納		藤原藤取 權部人上	1	0	1	1	出用帳
23	延暦 3. 3. 29	書 (内容略)	返納		藤原家依					出用帳
24	延暦 6. 6. 26	香薬・雑物 (内容 略)	曝涼	官符	衛門督石上家成 治部大輔紀作良 内薬侍医藤波伊賀麻呂	1	1	1	1	延暦 6 年帳
25	延暦 12. 6. 11	香薬 (内容略)	曝涼	官符	宫内卿石上家成 官奴正大春日淨足 内薬侍医兼祐広海男成 中監物紀福足	0	1	1	1	延暦 12 年帳
26	延暦 13. 4. 27	麝香・薬品 (内容 略)	出給	官曝	石上家成					延暦 12 年帳・弘仁 2 年帳
27	延暦 13. 9. 13	薬品 (内容略)	出給	官符	石上家成		0			弘仁 2 年帳
28	延暦 18. 11. 11	薬品 (内容略)	出給	官符	宫内卿石上家成 中監物藤原道長 侍医吉水晴	0	0	1	1	雑物下帳・弘仁 2 年帳
29	延暦 21. 11. 21	薬品 (内容略)	出給	官符	左京大夫藤原大繼 少監物紀大足	0	0	1	1	雑物下帳・弘仁 2 年帳
30	延暦 22. 1. 23	薬品 (内容略)	出給		治部大輔和今鹿麻呂 少監物賀茂赤兄	0	0	1	1	雑物下帳・弘仁 2 年帳
31	延暦 22. 1. 23	銅鉢	出給		治部大輔和今鹿麻呂 少監物賀茂赤兄	0	0	1	1	雑物下帳
32	延暦 24. 11. 15	藤室 薬品類 (内容略)	出給		治部大輔和今鹿麻呂 少監物紀大足	0	0	1	1	雑物下帳・弘仁 2 年帳
33	大同 1. 9. 7	白犀角	出給	官符	左京大夫兼左兵衛督巨勢野足 少監物紀大足	0	0	1	1	雑物下帳・弘仁 2 年帳

34	弘仁 2. 9. 25	資財・官物 (内容略)	検	官符	図書藤原浄本 中監物高階石河 右中弁藤原伊勢人	0	0	1	弘仁 2 年帳
35	弘仁 4. 2. 9	犀角	出給	官符	侍從藤原浄本 中監物益進王	0	0	1	散帳
36	弘仁 5. 6. 17	麝香・切犀角・犀角杯・犀角	出給	官牒	大監物安宮兄麻呂 侍從藤原浄本 内蔵助三嶋助成	0	0	1	雑物下帳・出入帳・散帳
37	弘仁 5. 7. 29	麝香 薬品 (内容略)	返納 出給	官牒	侍從藤原浄本 藤原高員 少監物播磨麻呂	0	0	1	雑物下帳
38	弘仁 5. 9. 17	屏風	出給	官符	中務大輔直世王 中監物百済永豊 侍從藤原浄本	0	0	1	雑物下帳
39	弘仁 5. 10. 19	琴・箏	出給	官符	中務大輔直世王 少監物播磨麻呂	0	0	1	雑物下帳
40	弘仁 8. 5. 27	琴・箏	返納		大膳大夫三嶋助成 少監物紀不岐乃倍	0	0	1	雑物下帳
41	弘仁 11. 10. 3	書 (内容略)・鞋	出給		散位藤原真夏 右近衛少将和氣真綱 少監物大春日春野	0	0	1	雑物下帳
42	弘仁 13. 3. 26	鏡・香など	出給	官牒	左近衛中将佐伯長繼 少監物柿本安口	0	0	1	雑物下帳
43	弘仁 13. 5. 6	薬品類 (内容略)	出給	官符	右近衛少将坂上浄野 中監物安宮磯口 (根か)	0	0	1	雑物下帳
44	弘仁 14. 2. 19	楽器 (内容略)・ 熏炬	出給	右大臣 (藤原冬嗣) 宣	右近衛少将坂上浄野 中監物石川河魚	0	0	1	雑物下帳
45	弘仁 14. 4. 14	楽器 (内容略)・ 熏炬	返納	官牒	右近衛中将橘武弘 少監物賀茂本枝	0	0	1	雑物下帳
46	天長 3. 9. 1	薬品 (内容略)	出給	官牒	近江守藤原浄本 中監 (物脱か) (欠)	0	0	1	雑物下帳

造寺司・僧綱・寺家の項の1-署名のあるもの、0-署名のないもの、の意

出典は以下の通り略す。出用帳-及倉北雑物出用帳、継文-及倉北継文、延暦 6 年帳-延暦 6 年 6 月 26 日東大寺使解、延暦 12 年帳-延暦 12 年 6 月 11 日東大寺使解、弘仁 2 年帳-弘仁 2 年 9 月 25 日東大寺使解、雑物下帳-及倉雑物下帳、散帳-御物納目散帳

範疇にあるが、平安時代になると、一般諸官司の手續きに準ずるようになった、天応二年二月まで造東大寺司官人が必ず署名したが、八年の廃止後は必ず監物が加わるようになり、太政官―中務省―監物が北倉の管理に関与するようになったことなどを指摘する。古尾谷の見解は

基本的に柳のその延長上にあると思われるが、称徳期では紫微中台・坤宮官が出納の中心にあるが、宝亀以降、太政官の関与が強まる、より具体的には弁官が立ち会ったり、天皇と使者の間に議政官の一人が介在し、奉勅上宣に近い形をとったりすることがある、勅旨省官人も立ち会うことから、供奉に準ずる側面と一般官司に準ずる側面の二重の性格を持った、平安遷都後は近侍者系統の立ち会いは少なくなり、一般官司と同様の管理体制となったが、それは天皇と宝物の関係が薄くなり、物理的距離も遠くなったためであることなどを指摘する。さらに、出納における紫微中台の機能に着目して検討を加えた近藤毅大の研究もある。⁽⁴⁾なお、柳・古尾谷論文に出納の事例をまとめた詳細な表が存在するが、それらをもとに改めて作成した一覧が表Ⅰである。

本稿は、正倉院北倉の出納体制を再検討し、先行研究によりつつ、変化のあり方やその意味を再度、考察するものである。

一 出納体制の確立

表Ⅰ(1)～(3)の事例が初期のもので、これらは共通した出納方式を示す。

(2)について実際の出納命令文書が残存する。天平勝宝九(天平宝字元 七五七年)年正月一八日奉請文である(一三207)。⁽⁵⁾

沙金貳阡壹拾陸両有東大寺

右 造寺司所_レ請如件

天平勝宝九歲正月十八日

巨万朝臣「福信」

「宣」

「以_二同月廿一日_一依_レ数下

長官佐伯宿祢「今毛人」 判官紀朝臣「池主」

豎子巨万朝臣「福信」 葛木連「戸主」

文書中に「造寺司所_レ請」とあるので、供給先は造東大

寺司でまちがない。双倉北雜物出用帳によると、出給された沙金は大仏に塗るためのものであり、この点とも合致する。しかし、これは造東大寺司の発給した文書ではない。巨万（高麗）福信が作成したものである。福信は当時、紫微少弼であったことから、この文書自身は紫微中台で作成されたものと考えられる。「宜」の筆者が光明皇太后であることもこの点からまちがないだろう。この文書はおそらく福信自身が光明のもとへもたらし、許可を得たのであろう。光明のごく近辺で機能した、いわば紫微中台の内部文書である。古尾谷知浩は光明の許可の後、福信が自署したとするが、おそらく逆であろう。福信の自署のない文書が光明のもとに送られたとするのは不自然である。光明の許可の後、高麗福信・葛木戸主が使者となって東大寺へ赴いたこともまちがない。戸主は当時、紫微少忠であった。使者二名と造東大寺司が出納にあたり、その旨の追記が行われ、文書自身は正倉院に保管されたのである。出用帳に自署があるのは戸主のみで、実際に出給を行ったのは戸主のようである。

(1) (3) は出用帳の記録のみである。(1) では戸主と造東大寺司（長官佐伯今毛人と主典葛井（根道）が出納に関与した。ただし、根道・今毛人の署名はない。(3) では飯高命婦（笠目）の宣により、出給された。担当者は造東大寺司次官高麗大山・判官上毛野君（真人）と豎子葛木戸主であるが、自署があるのは大山と戸主であり、実際にはこの二人が出給したと思われる。おそらく飯高命婦が勅を受け、それを戸主が伝宣したのであろう。戸主は当時、坤宮大忠であったと考えられる。

これらの三例に共通することは豎子と表記される紫微中台（坤宮官）の官人と造東大寺司によって出納が執行された点であり、光明の命を奉じた紫微中台と、おそらく実際に正倉院を管理した造東大寺司が出納にあたる、簡便な方式であったといえる。当時、紫微中台は実質的な天皇家の代表であった光明皇太后のもとで、天皇の家産管理を担当した。したがって、紫微中台の官人が使となって正倉院の出納に関与するのは当然のことであった。紫微中台の官人が直接に光明の命を受けるケースと

命婦が仲介するケースがあった。

なお、ここで豎子にふれておく。奈良時代の豎子に関する研究では山本信吉の⁽⁶⁾それをもっとも詳細である。山本は福信や戸主を官職としての豎子（内豎）とみて、本官ではなく豎子と称されたことについて、勅の性格が皇太后の公の属官たる紫微中台を経るに及ばないものの場合、本官を称するより豎子身分をとるほうがより実情に即した表記であったと述べる。しかし、これは、光明に對して、近侍する紫微中台の官人がその關係を示すために使用した、ある種の謙讓の称ではなからうか。たとえば、天平宝字元年七月、橘奈良麻呂の変の直前に、光明皇太后は右大臣藤原豊成以下の群臣に對して詔を出した（『続日本紀』同年月二日条）。そのなかで、光明は群臣らに「豎子卿等」と呼びかけた。山本はこの事例も官職としての豎子として考察を加える。しかし、これは子供らという程度の意味で、光明が群臣らとの關係を親子關係になぞらえて表現しただけで、群臣らが官職としての豎子なのではない。たとえば右大臣の藤原豊成が豎子であったとは考えにくい。この事例からみて、逆に群臣ら

が光明に對して豎子と自称しても不自然ではない。（1）（3）もこのような意味における豎子なのではなからうか。特に先の奉請文のような、直接に光明のもとへ進める文書の場合、このような表記が使用されることは大いにありえたと考える。つまり、ここに見える「豎子」の表現は光明と紫微中台官人の關係性を示す、一般的な意味なのであって、官職としての豎子なのではないと考える。

また、山本は淡海三船や高麗福信のような貴姓の豎子（内豎）がおり、彼らは天皇などの側近にあつて政治上の補佐や勅の宣伝・施行にあたり、下級の者は雑務に駆使されたとする。淡海三船は天平勝宝八年五月一〇日に豎子であつたことが確認できる（『続日本紀』同日条）。この時の位階は不明であるものの、五位に到達したのは天平宝字五年正月二日のことである（『続日本紀』同日条）。福信は当初、内豎として出身したようである。その後、初任の右衛士大志を経て、聖武の恩幸を受けて紫微少弼に至つた（『続日本紀』延暦八（七八九）年一月一七日条）。先の奉請文に関する私見が認められると

するならば、福信が内豎であったのは初任以前のみであった可能性がある。三船・福信とも決して高位の官人ではなく、高位の豎子（内豎）は史料上、確認することはできないのではなからうか。芳之内圭⁽⁷⁾は、山本の見解を継承し、奈良時代に高位の豎子が存在したが、平安時代には消滅したとする。しかし、奈良時代における高位の豎子の存在は事実ではなく、豎子の身分は奈良・平安時代を通じて同じであったと思われる。

さて、(4)では派遣された使が「検財使」と記され、メンバーは礼部大輔市原王・坤宮大忠葛木戸主・鎮国次将田中多太麻呂・坤宮大疏（少疏の誤りか）⁽⁸⁾池原禾守・大内記日置蓑麻呂であった。葛木戸主や坤宮少疏の池原禾守が見える点は、この使が先の紫微中台（坤宮官）の使と同種のものであることを示す。天平宝字三年三月一日九日施薬院請物文（一四二九）がこの事例に関連する。署名のある葛木戸主が施薬院の申請を受けて作成したもので、これも坤宮官の内部文書である。それに対して光明による「宜」の文字が加えられた。これは(2)と同じ形式の文書である。葛木戸主は検財使の一員で、実際に

出給に従事したことがわかるが、ここでは豎子とは記載されていない。検財使はおそらく治葛の出給のためだけに派遣されたのではなかった。「検財使」であることから、財物を検ずることがそのおもな職務であったと考えられる。正倉院北倉の財物は天平勝宝八年六月から天平宝字二年一〇月の間の天皇家による五度の献物によって形成された。検財使はおそらく献物の終了にあたり財物を検定するために派遣されたのであろう⁽⁹⁾。そして、それにもなつて出納方式がより厳格な形式へと改められた。出用帳には僧綱・東大寺三綱の署名も見られる。これ以後、基本的に使・造東大寺司・僧綱・寺家が立ち会い出納する形式となったのである。また、これ以後、衛府の上級官人が使に加わることも原則となったようである。その意味で、正倉院の出納体制が確立したのは、この時であったと結論することができよう。

二 坤宮官廃止以後の出納

正倉院北倉の出納体制が確立する以前から、光明皇太后の命を奉じ、実際の出給を主導したのは紫微中台（坤

宮官)であった。(5)～(7)も同様である。天平宝字四(七六〇)年六月、光明皇太后が死去し、坤宮官は消滅した。これ以後の出納体制はどのようであっただろうか。使・造東大寺司・僧綱・寺家が執行することには変わりはない。問題は遣使された人物である。まず、称徳期まで、個別に事例を検討したい。

(8)について。高丘比良麻呂は越前介である。天平宝字五年正月一六日に越前介に任命されたことが確認できる(『続日本紀』同日条)。それ以前は、坤宮大疏、大外記^①であった。越前介任命は坤宮官の廃止にともなう処理と考えられる。出納の宣者となった後、越前国に赴任したと思われる。越前国の班田司とみえる(天平神護二(七六六)年九月一九日越前国足羽郡司解 五543)。その後、天平宝字八年正月二日に内蔵助在任で、大外記を兼任した(『続日本紀』同日条)。大外記兼内蔵助は(10)(11)にも見える。(10)の段階で比良麻呂は知施薬院事であったことが確認できる(後述)。(8)の場合も、出給されたのは大量の薬品であり、その一部は「為施諸病者」とされたことを考慮すると、やはり、この

時も比良麻呂は知施薬院事で、この薬品の出給は施薬院の職務とも関連したのではなからうか。比良麻呂の知施薬院事在任が史料上で、確認できるのは(10)の段階であるが、それ以前にさかのぼる可能性を考えておきたい。近藤毅大も坤宮官存続の時期から、比良麻呂が施薬院の事務を担当したと推定し、岩本健寿^⑫も比良麻呂の行動を施薬院と関連したと推定する。なお、平安時代では施薬院別当は大外記から任命された。ただし、越前介任命にともない、大外記や知事から離任したはずで、越前介離任および帰京にともない知事に再任されたとみなければならぬだろう。

(9)について。使者は内匠頭高麗福信と左虎賁衛督藤原太満侶(田麻呂)である。紫微少弼以後の福信の経歴はあまりよくわからないが、この段階で内匠頭であったことは事実である。

(10)(11)について。天平宝字八年七月二五日施薬院解(一六504)が出給を命じる文書そのもので、出給までの手続きがきわめて詳細に判明する。すでに先学の言及があり、筆者も先に検討を加えたことがある^⑬。まず、施

薬院がこの文書を作成した。これはこの文書が施薬院解であることから明白である。早川庄八⁽¹⁴⁾の指摘するとおり、知事である比良麻呂自身のみずからこの文書を持参して内裏に赴き、蚊屋（賀陽）采女を通して勅を得て、蚊屋采女宣の形式で、勅の旨を書き留めた。そして、比良麻呂は高麗広山とともに東大寺に向かい、造東大寺司・僧綱・三綱とともに出納した。同時に屏風の返納も行った。これが（11）である。

（12）（13）について。（12）は藤原仲麻呂にともなうきわめて特殊な事例である。大量の武器が安寛の宣により内裏に献上された。岸俊男の指摘するように、⁽¹⁵⁾孝謙太上天皇が安寛を使者として非常の措置として武器を内裏に献上させたと考えられる。造東大寺司・僧綱・三綱の出納体制がとられたが、大僧都良弁の署名はない。安寛はこの時、東大寺上座であったと思われる。（13）はその後の処理である。献上された兵器の「比較」のために検定文が内裏に進められた。使は安寛と右衛士督の百済足人である。安寛が使となったのは出給の当事者であったからであろう。

（14）について。使は民部卿兼勅旨大輔藤原繩麻呂・中衛中将兼甲斐守坂上莉田麻呂・中務少輔石川真守の三人である。ここではまず、繩麻呂に注目すべきである。繩麻呂は勅旨大輔で、王家の家産に関わる官職にあった。同時に参議、侍従でもあった。参議は『公卿補任』天平宝字八年条によると、同年九月一日の任命である。侍従は『続日本紀』によると、天平宝字元年六月一日の任命で、その後、宝亀一〇（七七九）年二月一日の死去まで侍従であった。使に議政官の充てられた最初の事例である。

⁽¹⁶⁾別稿において、当該期に施薬院・内匠寮といった家産機構がそれぞれ直接に後宮とつながり、出納を行ったことを指摘した。さらに、古尾谷知浩も高丘比良麻呂や高麗福信が内蔵助・内匠頭として天皇の命を直接承ることのできる立場にあったとする。比良麻呂の場合、出給された品目からみて、知施薬院事であったことが重視されるべきである。このような変化は、たとえば、（2）と（10）において、（2）がおそらく紫微中台において作成された、少弼高麗福信の署名がある文書によって執行さ

れたのに対して、(10)が施薬院解によって行われたことに明白である。近藤毅大はこの変化を紫微中台管下の施薬院が光明皇太后へ申請する場合と施薬院が孝謙太上天皇へ申請する場合との相違であり、後者はより丁寧な方式であったとする。この見解に基本的に賛成であるが、申請先の変化より、坤宮官の廃絶にともない、家産管理の中枢機関が消滅したことが大きな意味を持ったと考える。

岩本注12論文は、(8)において、甘草・大黄・人参・桂心が「病者施薬料」として「双倉中間」へ移されたことについて、光明没後の出給手続きの煩雑化にともなう処置とし、「御製」による出給が消え、(10)のような形式へ変化したのもそれに関わると理解する。さらに、光明没後、施薬院の組織整備が行われ、知施薬院事や知施薬院事僧はその所産であったとする。しかし、(3)のように、命婦が許可を伝えることは以前からあった。両者を比較して、特に煩雑化したとはいえないように思われる。これ以前、家産の管理を担った紫微中台(坤宮官)が消滅し、家産に関わる各機関が王家と直接つな

ったのである。出給においても、検財使の派遣以後のルールに則っており、特に光明没後に変化した形跡はないようである。手続きの煩雑化を想定する岩本の見解には同意できない。

また、別稿において、(14)に着目して、この段階になると、勅旨省が家産機構を統括する地位に立ったとの見解を示した。これ以後も、勅旨卿の藤原繩麻呂や員外少輔の健部人上が出納に関わる事例もあるが、現在は、先の見解は改める必要があると考えている。勅旨省も家産に関わる官司のひとつにすぎず、家産管理の中枢機関として機能することはなかったと考える。つまり、勅旨省は、規模こそは省クラスであるが、家産のある領域を担当する点において、施薬院・内匠寮などの官司と同じレベルにあり、(14)のような事例も家産官司が直接的に王家につながったものと理解したい。注目すべき点は藤原繩麻呂が高位でありながらも侍従であった点である。当該期に、ほかにも藤原百川(雄田麻呂)・藤原是公(黒麻呂)のような、比較的高位で、侍従でありながら、家産官司の上級官人を兼ねる人物がおり、各機関が

天皇の近臣である侍従を媒介として天皇のもとに統括されたのである。

三 宝亀・延暦初期の出納

宝亀期の事例を個別に検討することから始める。

(15)の使は左大弁兼造西大寺司長官の佐伯今毛人と右衛士佐の紀家守である。今毛人は神護景雲元(七六七)年二月二八日に造西大寺司長官に任命され、八月二十九日に左大弁を兼任した(いずれも『続日本紀』同日条)。この時、(14)で出給された屏風が返納されたが、この屏風は様として「寺司」に置かれたものであった。佐伯今毛人らは造東大寺司に存在した屏風を正倉院にもどしたのである。佐伯今毛人にとって造東大寺司はきわめてゆかりの深い官司で、この段階でも何らかの関わりを有したと考えられる。「東大寺権別当実忠二十九ヶ条」(『東大寺要録』所引)の「奉造建大仏殿副柱」事によると、大仏殿の副柱の造建について、「造寺司左大弁佐伯宿祢」らは困難を理由に辞したが、「親王禪師」(早良親王)や「僧正和尚」(良弁)が実忠にそれを命じ、

実忠は宝亀二(七七二)年に柱を作り備え、造立した。「造寺司左大弁佐伯宿祢」が今毛人であることはまちがない。角田文衛⁽¹⁷⁾は、この時に長官であったと推測するが、確証はない。宝亀四年八月二七日造東大寺司牒案(二二八¹⁸)にも留意すべきである。山下有美によると、この文書は始二部一切経を薬師寺に奉請したもので、始二部一切経は内裏系統の奉写一切経司で着手された物を東大寺写経所が引き継いだ事業であった。薬師寺への奉請は勅により、内臣(藤原良繼)宣一左大弁佐伯宿祢(今毛人)宣の順に造東大寺司へ伝達された。内臣の藤原良繼が奉写一切経司を管轄したと考えられるが、それは内臣が家産管理と関わる地位であったためである。⁽¹⁹⁾それをさらに宣したのが佐伯今毛人であるとすると、今毛人も家産に関わった可能性があるだろう。さらに藤原良繼と佐伯今毛人は、これ以前、ともに藤原仲麻呂暗殺を計画するなど、政治的にも関わりが深かった。佐伯今毛人は天皇に近侍しつつ、天皇家の家産や東大寺造営に係属したのではないかと考える。この事例には、左大弁の職掌には収まりきらない部分が残るのであり、やはり近

侍的な性格をもつ佐伯今毛人がその資格において勅使に任命されたと考えるべきではないかと推測する。

(16)～(19) について。これらの事例では、右衛士督の藤原小黒麻呂が連続して使となった。小黒麻呂は武官であり、これ以前からの使に武官を起用する原則から見ると、特に問題はないと思われる。ただ、紀難波麻呂・紀古佐美ともに位階は小黒麻呂より低く、主たる使が武官の小黒麻呂であることは異例である。(18)の関連文書が宝亀一〇年二月六日親王禪師治葛請文(二三〇二五)である。

治葛肆両取東大寺正藏

右 親王禪師所請

宝亀十年十二月六日

中納言藤原朝臣「繩麻呂」奉

早川庄八注14書はこの文書について日付までは親王禪師(早良親王)が治葛を請うた申請文書で、使者の小黒麻呂が記した奉書であり、中納言藤原繩麻呂が勅を奉り自署を加え、小黒麻呂が文書を持参して出向いたとの解釈を示す。しかし、繩麻呂の自署以外は一筆のようであ

り、おそらく早良の命を中納言の繩麻呂が奉じ、文書化したものであろう。実際の筆者は繩麻呂の周辺の人物であるうか。これに基づき、出用帳では繩麻呂の宣による出給と記された。繩麻呂は前述のように、勅旨大輔の官歴を持つが、この時には勅旨卿に昇進し、侍従でもあった。『続日本紀』宝亀一〇年九月四日条には中納言・勅旨卿・中衛大将・侍従とみえる。(18)は繩麻呂死去の直前で、一二月一三日に死去した(『続日本紀』同日条)。(14)の段階から、参議から中納言、勅旨大輔から勅旨卿への昇進はあったが、天皇に近侍し、家産管理を担当したことに変化はなかったと思われる。

(20)～(23) について。天応元(七八一)年四月、光仁天皇は讓位し、桓武天皇が新しい天皇となった。これはそれ以後の事例である。使となったのは藤原家依・健部人上・藤原鷹取である。(23)は後欠と思われる、ほかに使となった人物がいる可能性は残る。当時、藤原家依は参議・兵部卿・侍従であった(延暦六(七八七)年六月二十六日東大寺使解 二五付11)。神護景雲二年に侍従に任命され、その後、延暦四年四月の死去まで侍従で

あつた可能性がある。宝亀八年に参議に任命された。前述の繩麻呂のような家産機構との兼官は見られないが、高位に到達した侍従であり、少なくとも光仁天皇の有力な近臣であつたことはまちがいない。藤原永手の子であることもそれを強く示唆するであろう。健部人上は宝亀九年十一月十九日に勅旨員外少輔で、天応元年一〇月四日に勅旨少輔に昇進した〔続日本紀〕同日条。(20) (21) が員外少輔、(22) (23) が正員の少輔の時期に当たる。藤原鷹取は魚名の子である。天応元年五月七日に造宮卿に任命され(越前守在任)、七月一〇日に左兵衛督を兼任した。そして、延暦元年五月一七日に中宮大夫に任命されたが、「侍従越前守如故」とある〔続日本紀〕同日条。(22) の時期にも侍従であつた可能性が強いであろう。

天応元年八月一六日造東大寺司請葉文(二五付一)は(21)に関連する文書である。

造東大寺司

合請葉漆種

桂心壹拾斤小

人参壹拾斤小

芒消參斤小

呵梨勒參伯枚

檳榔子伍拾枚

畢撥根壹拾両小

紫雪壹拾両小

天応元年八月十六日

「左大臣宣

参議藤原朝臣」〔家依^(奉か)□

早川注14書は当該文書について、造東大寺司が検校使(藤原家依・健部人上)に対して藥物の出給を要請して提出した文書で、検校使は議政官組織に問い、議政官は左大臣藤原魚名の宣をもって許可し(おそらく奉勅)、家依が奉り、その旨を文書の後に書き記したとする。しかし、この文書は造東大寺司からはじまるが、造東大寺司の申請文書ではない。それは造東大寺司の官人の署名がないことから明らかである。おそらく天皇の周辺で作成された文書であろう。奥には藤原家依が左大臣宣を奉じた旨の追記がある。出用帳ではそれが左大臣宣による出給と記載される。

早川の指摘するように、これが単なる左大臣の宣ではなく、奉勅であることはまちがいない。藤原魚名は藤原

良継の次の内臣で、宝亀九年三月三日に内臣、宝亀一〇年正月一日に内大臣に任命され、天応元年六月二七日に左大臣に昇進した（いづれも『続日本紀』同日条）。また、それ以前に侍従の経験もあった（天平二〇年二月一日任 『公卿補任』 神護景雲二年条）。魚名はこの段階で内臣あるいは内大臣ではないが、直前まで家産管理や家政を中心に担った経験を持つ人物であるといえる。特に藤原縄麻呂が死去した後は、藤原魚名が名実ともに家産管理の中心であっただろう。

前述のように、早川は、(21) が検校使から太政官議政官に伝達されたとし、古尾谷知浩は、称徳天皇までとは異なり、光仁天皇以降になると、参議・弁官が使となり、勅が中納言・大臣を経て使に宣されることから、太政官の関与が強まったとする。しかし、このような評価には従えない。当該期に大臣・中納言の宣や参議・弁官の使がめだつことは事実である。しかし、ここまで述べてきたように、彼らは別の側面からみると、内臣（内大臣）の経験者や勅旨省の上級官人、侍従などであった。いうまでもなく、彼らは天皇に近侍し、家産管理を担う

立場であった。別稿において、天平期頃から天皇に近侍する内臣および侍従が緩やかに結合しながら、家産管理を分担したことを述べた。正倉院北倉の財物出納の状況もこのようなあり方を示すと理解することができる。この文書に即していえば、魚名はもと内臣・内大臣、家依は侍従であった点に注目しなければならないのである。

さらに、前掲の親王禪師治葛請文・造東大寺司請薬文をみても、太政官の発給文書とはいえず、この時期より後の太政官符（あるいは牒）による出納とはかなり距離があると思われる。上級者の命を書き記した宣旨や文書の奥に宣を記した文書そのものが正倉院にもたらされ、出納の後、正倉院に保管された点は、たとえば、奥に蚊屋采女の宣を書き記した宝字八の施薬院解と同じタイプの文書である。前節で考察した神護景雲期までのあり方と比較して、当該期でもそれと共通する性格が強いと考えられ、出納体制の変質を想定することは困難で、北倉財物の誕生（つまり、光明・孝謙による施入）の時期からこの時期まで出納体制は基本的に同じであったと結論したい。

四 出納体制の変質

延暦三(七八四)年三月二九日付けの(23)で出用帳の記載は終わり、延暦一八年一月一日から始まる双倉雑物下帳が作成された。それによると、これ以後の出納はすべて太政官符あるいは牒によって執行された。最初に述べたように、柳雄太郎や古尾谷知浩はこの点に着目し、平安遷都頃の画期を指摘する。

(28)が双倉雑物下帳の冒頭の記載で、弘仁二(八一)年九月二五日東大寺使解(付71)には「延暦十三年四月廿七日官符」によって薬品類が内裏に進められたとする記載がある(27)。これ以前に、財物の出納ではないが、官符が発給され、使が派遣された事例がある。それが(24)(25)である。前者では「依_二太政官今月十三日符_一称」、後者では「被_二大政官今月一日符_一称」として、具体的な官符の内容が引用される。これらを出給の事例と区別する積極的な理由は無い。したがって、太政官符による管理の方式に切り替えられたのは(23)と(24)の間、すなわち、延暦三年三月二九日から六年六

月二六日の間である。些細な相違であるが、注目したい。それは延暦初期の家産管理をめぐる別の変動に着目するからである。別稿(注20論文)において、光仁・桓武期の家産管理について次のような点を指摘した。ここでは結論だけを示すので、詳細は別稿を参照いただきたい。前述のように、光仁天皇のもとで、比較的高位で、侍従と家産機構の上級官人を兼ねる人物がおり、彼らと内臣の藤原良継が天皇に近侍し、家産管理をふくめて広く家政を担ったと考えられる。彼らは同時に光仁擁立の功臣と重なり、光仁が高齢であることも関わって、彼らが広く政治全体を主導しただろう。しかし、光仁末期には、藤原良継、百川、繩麻呂ら中心的な有力者が相次いで死去した。こうしたなか新たに即位した桓武天皇はこの体制の打破を目指し、天応元年、翌延暦元年に、内臣(内大臣)から左大臣に昇進した藤原魚名や侍従の藤原浜成・鷹取を失脚させた。こうして光仁期の政治体制は崩壊し、桓武期の政治体制が開始された。以上である。

桓武の初期に大きな政治的変動があったのであるが、意図したことではなかったにせよ、家産管理にも大きな

変動をもたらした。魚名以降、内臣あるいは内大臣の任命はなく、また、延暦期に高位の侍従も存在しなかった。さらに、勅旨省が廃止され（『続日本紀』延暦元年四月一日条）、奉写一切経司の活動期間も宝亀末期までであった。家産管理をめぐる体制そのものが縮小されていった。家産官司とはいえないが、延暦八年三月に造東大寺司も廃止された（『続日本紀』同年月一六日条）。正倉院の出納体制の変化はこのような家産管理をめぐる大きな変動と密接に関連し、その一環をなすと考えられる。古尾谷が詳細に検討したように、これ以後の出納体制は一般保管官司のそれと同じであり、出納の実行は勅によりながら、施行は太政官の職務となったのである。引き続き勅封であることには変わりなく、天皇家の所有権が放棄されたわけではないが、家産分野の縮小にともない、実際の管理を太政官に移行させたといえるだろう。延暦初期に天皇家の家産管理そのものが大きく変化した、正倉院北倉の出納体制も変化したのであり、平安遷都とは直接的な関連はなかったと考える。

なお、古尾谷は、前述のように、光仁・桓武と宝物の

結びつきを論じた。筆者は光仁期における出納体制の変化を認めないが、桓武期に大きな変化が生じたことは事実である。この二人の天皇が天武・持統直系の天皇家に對して、政治的にどのような立場にあったかは、現在でもさまざまに議論がある。光仁については、皇后が聖武天皇の子井上内親王であることから、聖武の一族につながった天皇であったとするのが通説のように思われる。いっぽう、桓武のいわゆる新王朝意識を認めるならば、桓武初期における正倉院の出納体制の変化は、この観点からも、より明快に説明できるのではなからうか。

おわりに

以上、正倉院北倉の出納体制について考察を行った。出納体制の推移を要約すると次のようなことになる。

- (1) 初期の段階では、光明の命を奉じた紫微中台と、実際に正倉院を管理した造東大寺司が出納にあたる、簡便な方式であった

- (2) 献物の終了後、天平宝字三（七五九）年三月には検財使が派遣され、それにもなつて出納方

式がより厳格な形式へと改められた。使・造東大寺司・僧綱・寺家が立ち会い出納する形式である。使が坤宮官の官人を中心とすることは、これ以前と同じである。

(3) 光明皇太后が死去し、坤宮官が廃止された後は、天皇家産の管理における中枢機関が存在せず、各機関が直接、王家とつながり、出納が行なわれた。しかし、実際の出納体制はこれ以前と大きく変化するところではなかった。

(4) 宝亀期においても同様であり、太政官議政官や弁官が使となることもあったが、彼らは天皇に近侍し、家産管理を担う立場にあり、この場合、使の太政官の機能に収まらない側面に注目すべきである。

(5) 延暦初期に家産管理における大きな変動があり、その一環として正倉院北倉の出納体制も変化した。出納命令が太政官符(牒)の形式で発給され、勅によりながら、出納の実行は太政官の職務となった。

結論の概略はおおむね、柳雄太郎・古尾谷知浩の見解と変わらないが、延暦初期に明確な画期を求め、当該期の家産管理全体の動向との関連を、改めて強調しておきたい。その処置によって正倉院北倉は家産としての性格を相当に失ったのであるが、当時の天皇家産の管理がどのように行われたのは、現在のところ、明確な見解を持つに至っていない。この点については今後の課題としていた。また、使となった人物の性格付けも別稿で示すことが多く、また充分に展開できていない部分の存在も自覚している。この点も今後の課題としたい。

註

(1) 福山敏男「東大寺の諸倉と正倉院宝庫」(同『日本建築史研究』(墨水書房 一九六八年) 初出一九五二年)

(2) 柳「正倉院北倉の出納関係文書について」(『書陵部紀要』二七 一九七四年)

(3) 古尾谷「東大寺正倉院勅封蔵の出納体制」(同『律令体制と天皇家産機構』(塙書房 二〇〇六年) 初出一九九七年)。以下、古尾谷の見解はすべてこの論文

による。

(4) 近藤「紫微中台と光明皇太后の『勅』」(『ヒストリア』一五五 一九九七年)。以下、近藤の見解はすべてこの論文による。

(5) 『大日本古文書(編年文書)』一三卷二〇七ページの意。以下、正倉院文書についてはこのように表記する。なお、二五巻の付録については付1のように表記する。

(6) 山本「内覧省の研究」(同『撰関政治史論考』(吉川弘文館 二〇〇三年) 初出一九五九年)

(7) 芳之内「平安時代の内覧所の機構」(同『日本古代の内裏運宮機構』塙書房 二〇一三年)

(8) 紫微少疏から坤宮少疏となり、天平宝字五(七六一)年三月でも坤宮少疏と見える(同年月二〇日奉写一切経所解案(一五39)など)。

(9) 延暦六(七八七)年六月二六日東大寺使解(延暦六年帳 二五付11)には「検珍財帳」の存在が記される。柳雄太郎「東大寺献物帳と検珍財帳」(『南都仏教』三一 一九七三年)は献物帳の付箋と検珍財帳の作成が関連し、天平宝字四、五年頃に、坤宮官の廃止を受けて献物の全面的な検定が行われ、検珍財帳が作成されたと推測する。柳の指摘するとおり、大刀の付箋は天平宝字八年九月一日の出給以前に貼付されたことは確実であり、検定の下限はここである。しか

し、花氈と念珠に関する献物帳の不備が付箋によって訂正されておらず、花氈・念珠が天平宝字三年四月、一二月に出給された(表15・7)ことから、付箋の貼付をこれ以後とするのには疑問が残る。単なる訂正漏れの可能性などもあるのではなからうか。「検珍財帳」の名称がどの程度、本来の帳名を反映するのかわからないが、当該の検財使が検珍財帳を作成したのではなからうか。憶測に過ぎないが、一案として提示しておきたい。

(10) なお、延暦六年帳には、甘草・大黃・人参を「左大臣宣」により造寺司に充てたとの記載がある。柳雄太郎注9論文の指摘するように、これは(21)と混乱して、誤りである。

(11) 天平宝字四年三月二〇日造東寺司解案(一四288)、天平宝字四年七月一四日東寺写経所解案(一四373)など

(12) 「奈良時代施薬院の変遷」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五四―四 二〇〇九年)

(13) 鷺森「八世紀の王家の家産」(同『日本古代の王家・寺院と所領』(塙書房 二〇〇一年) 初出一九九六年)

(14) 早川「官旨試論」(岩波書店 一九九〇年)

(15) 岸「良弁伝の一齣」(同『日本古代文物の研究』(塙書房 一九八八年) 初出一九七九年)

- (16) 鷺森「王家と貴族」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史2 律令国家の展開』東京大学出版会二〇〇四年)
- (17) 角田『佐伯今毛人』吉川弘文館 一九六三年
- (18) 山下「写経機構の変遷」(同『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館 一九九九年) 初出一九九四・九五五年)
- (19) 宝亀四年二月一六日太政官符(二一273 九条家本『延喜式』裏文書)は宝亀三年一月一日の田租免除に関わる勅を引用し、内臣藤原良継宣により寺神封は正税で補填することを命じる。これはきわめて一般的な政策であり、特に内臣の職務と関連があるわけではない。
- (20) 鷺森「奈良時代の侍従」(近刊予定)